

令和3年3月23日

残留農薬基準超過に関する誤報のお知らせ  
(令和2年12月24日付掲載内容の第2報)

全国農業協同組合連合会 兵庫県本部

令和2年12月24日付で掲載しました『残留農薬基準超過農産物の発生のお知らせとお詫びならびに当該農産物の自主回収について』において、「対象玄米から残留農薬基準を超過する農薬成分が検出された」と掲載しておりましたが、その後、検査機関「公益財団法人山口県予防保健協会」に確認をした結果、当該成分（フルピリミン）の検査委託先である「株式会社つくば分析センター」の検査方法に誤りがあり正しくは基準値内であったことが判明しました。

<主な経過>

- ・12月中旬、残留農薬基準超過農産物が発生したことの報告を受け、供給先であるコープこうべ様にて対象原料玄米を使用した商品の自主回収を開始いただきました。
- 同時に、原料玄米出荷元である当該JA（以下、JA）にて原因究明（栽培履歴（栽培方法に誤りが無かったか）・農薬使用（農薬の使用分量等に誤りが無かったか）・保管状況（適正に保管していたか等）の確認）に着手するとともに、JAより他の検査機関へ再検査依頼を行いました。
- ・1月上旬、JAにおいて栽培履歴・農薬使用・保管状況について適正であることを確認しました。
- ・1月中旬、他の検査機関での検査において、基準値を大きく下回る結果が出たことをJAにて確認しました。
- ・1月下旬、「山口県予防保健協会」へ検査方法等の情報開示を依頼しました。
- ・1月下旬、「山口県予防保健協会」より、「つくば分析センター」にて行われた検査方法に誤りが判明したとの報告を受けました。
- ・2月上旬、コープこうべ様へ残留農薬基準超過が誤報であったことを報告いたしました。
- ・事実確認並びに関係者と協議を実施し、2月下旬、コープこうべ様へ自主回収対象とした商品（コープス兵庫米）の原料玄米に残留農薬基準超過は無く、原因が検査方法の誤りであり正しくは基準値内であったことを正式に報告いたしました。

この誤りにより、消費者・関係者の皆様に多大なご迷惑・ご心配をおかけしましたこと、また、関係機関との事実確認等に時間を要した為、ご報告が遅くなりましたこと、お詫び申し上げます。

**【お問合せ先】**

J A全農兵庫 米麦部米麦課

078-333-6059

(受付時間：9時～17時(土、日、祝祭日を除く))